

琉球セーフティー賃貸保証サービス契約

本書1面記載の甲乙丙（以下、それぞれ単に「甲」、「乙」、及び「丙」）、及び琉球セーフティー株式会社（以下「保証会社」）は、以下のとおり、琉球セーフティー賃貸保証サービス契約（以下「本契約」）を締結する。

第1条（琉球セーフティー賃貸保証サービス契約）

- ①甲乙丙は、甲を貸貸人、乙を賃借人、丙を連帯保証人として、1面「賃貸借契約の部」記載の事項を要項とする賃貸借契約（以下「本件賃貸借契約」）を締結する。
- ②甲乙丙は、前項と併せて、本件賃貸借契約に併記された保証委託契約、及び保証契約（以下、合わせて「本件保証サービス契約」）として、保証会社との間で次条以下に合意する。
- ③甲乙丙間で別途締結した本物件を対象とする契約書の条項と本契約の条項との間に齟齬が生じた場合は、原則として本契約の定めを優先するものとする。

第2条（連帯保証の委託と承諾）

- ①乙は、本件賃貸借契約の締結、および継続の為、本件賃貸借契約によって生じる金銭債務に関し、本契約の全条各項に従い保証会社が甲に対する連帯保証人となることを委託する。保証会社はこれを受託し、甲は保証会社の受託を承諾する。
- ②乙は、本契約が本件賃貸借契約と密接不可分であることを了承し、本契約成立後においては、本物件を退去・明渡しするまでの間、本契約を撤回することはできない。

第3条（契約期間）

- ①本契約の契約期間は、1面記載の契約締結日から本物件の明渡しが完了するまでとする。1面に契約締結日の記載なきときは本件賃貸借契約の始期を開始日とする。
- ②前項の契約期間にかかわらず、契約期間終了後も本件賃貸借契約及び本契約から生じた債務がある場合は、引続き甲、乙及び丙は本契約上の責務を負う。

第4条（保証期間）

- ①本件保証サービス契約の保証期間（以下、単に「保証期間」）は1面「保証サービス契約の部」記載のとおりとする。1面に保証期間の記載なきときは保証開始日から2年間とする。
- ②保証期間の満了日後においてもなお本件賃貸借契約が存続する場合、保証期間は1面記載の保証期間で更新されるものとし、以後の保証期間の満了日においても同様とする。
- ③前項にかかわらず、保証期間満了日前でも、次の各号の日のいずれか早い日に保証期間は終了する。
 1. 乙が本物件を明渡しした日。
 2. 保証会社が乙に対する連絡を不可能（行方不明）と判断した場合における、甲が乙に対する本件賃貸借契約の契約解除通知（内容証明）を発信した日、又は甲が甲乙間の本件賃貸借契約を解除したい旨を保証会社に通知した日のうち早い日。ただし、本物件が住居専用物件の場合は、本物件に残置された動

産の撤去を完了した日。

3. 乙の死亡日。ただし、乙が災害により被災し、官公庁等により行方不明と公示され、災害発生日の翌日から3ヶ月以内に乙の生存が確認されない場合、災害発生日を死亡日とみなす。

4. 第18条2項規定の日。

④保証期間が終了、又は保証会社の保証債務が免責となった場合であっても、保証会社は、乙又は丙に対して、引き続き保証期間中に発生した乙又は丙の義務の履行を請求することができる。

第5条（保証料等）

①保証料負担者は、1面「保証サービス契約の部」の特約条項欄にて指定なき限り、乙とする。

②保証料負担者は、本契約締結時に1面「保証サービス契約の部」記載の初回保証料を支払う。

③保証期間が更新される場合、保証料負担者は、当該保証期間満了日までの保証会社指定の期間内において、1面記載の更新保証料（1面に記載なきときは保証会社の定める正規料金とする。）を保証会社に対して支払わなければならない。

④保証会社は、前項において、保証料負担者が乙であり、かつ、乙が口座振替を行っている場合は、保証期間満了日の属する月の前月に乙の口座より自動引落により、更新保証料の支払いを受けることができる。

⑤乙が保証料負担者である場合において、甲が乙に代わって保証会社に対して初回保証料、または更新保証料の支払いをした場合、乙はこれを予め承諾し異議を申立てない。

⑥甲及び乙は保証会社に対して初回保証料、および更新保証料の払戻しを求めない。

⑦乙が保証料負担者であるにもかかわらず、本条3項に反し更新保証料等を支払わなかった場合、本契約における重大な義務違反であり、保証会社は甲の承諾を得て保証期間を更新しないことができるとし、また甲は本件賃貸借契約を解除できるものとする。

第6条（保証対象）

①保証会社は、乙が賃料を滞納している場合において、第4条の保証期間内に弁済期が到来した下記各号の乙の債務を、甲に対して保証する。なお、遅延損害金及び各号記載のもの以外は保証対象外とする。

1. 乙の賃料、管理費・共益費、駐車料（保証会社が駐車料保証をした場合）、その他の1面「保証サービス契約の部」に記載された月額保証対象額に含まれる金銭（以下総称し「賃料等」）の支払債務。限度額は、本物件が住居専用物件の場合、月額保証対象額の24ヶ月分、本物件が住居専用物件でない場合、月額保証対象額の6ヶ月分とする。ただし、住居専用物件でない場合の限度額は、上記にかかわらず、保証会社の審査結果によっては、甲に通知の上、月額保証対象額の4ヶ月分とする。

2. 本件賃貸借契約が解約・解除となっても乙が本物件を明渡ししない場合において、明渡し日までの間の月額賃料等と同額の割合による使用損害金。限度額は、前号と合算して月額保証対象額の24ヶ月分とする。ただし、本物件が住居専用物件以外の場合は保証対象外とする。

3. 合理的な範囲による建物明渡し訴訟及び明渡し等法的手続に要した費用の内、保証会社が事前に認めた費用。

ただし、本物件が駐車場、又はレンタルBOXの場合は保証対象外とする。

4. 保証会社が乙に対する連絡を不可能（行方不明）と判断した場合において、乙の明渡し義務不履行に

よる本物件内及び契約駐車場内に残置した動産を合法的に搬出・処分する場合の費用の内、保証会社が事前に認めた費用。ただし、本物件が住居専用物件以外の場合は保証対象外とする。

②前項 1 号及び 2 号は、明渡し月に関しては、当該明渡し日までの日割分相当の賃料等を保証する。

第 7 条（保証債務の履行と効果）

①保証会社は、保証期間内に発生した賃料等の滞納に対し、第 19 条の事故報告が、1 日から 20 日までの間にあったものに対しては当該報告日の属する月の末日、21 日から月末までの間にあったものに対しては当該事故報告日の属する月の翌月末日までに、滞納月額賃料等を甲へ立替払いする。ただし、前条 1 項 3 号及び 4 号については、明渡しが完了し、保証会社が保証金額を確定した日の属する月の翌月末日までに一括して支払うものとする。

②乙に債務不履行が生じ、甲が保証会社に対し保証債務の履行を求めたときは、保証会社は乙又は丙に対し事前に通知催告することなく甲に対して保証債務を履行することができる。

③甲乙丙は、次の各号記載のとおり、保証会社が保証債務の履行を留保することができることを承諾した。

1. 乙が本物件につき明渡しの予定があることを、甲又は乙が保証会社に申告した場合、保証会社は、敷金・保証金等預かり金の精算金額が確定し、甲が保証会社所定の用紙に請求額を記入し保証会社へ提出するまで保証債務の履行を留保することができる。

2. 乙が 2 ヶ月分以上賃料等を滞納し、保証会社が、甲の乙に対する建物明渡訴訟の提訴が必要と判断した場合、保証会社は、明渡し完了し、保証会社が保証金額を確定した日の属する月の翌月末日まで、保証債務の履行を留保することができる。

3. 前 2 号の他、第 21 条の免責要件等、本契約条項の適用の当否を判断するのに必要な場合、保証会社は、相当期間、保証債務の履行を留保することができる。

④乙の賃料等未払事実により甲と乙間で既に破壊されている信頼関係は、乙が滞納した賃料等について保証会社が立替払いを行った場合であっても、回復されないことを甲乙丙は確認した。

第 8 条（求償権及び事前求償権）

①保証会社は、乙及び丙に対し、前条 1 項及び 2 項の弁済によって取得した求償権を行使することができるほか当該求償権の保全又は保証会社の保証債務の増加を防止するために甲の有している本件賃貸借契約上の一切の権利を、必要と認められる範囲において合理的に行使することができる。

②乙又は丙について次の事由が一つでも生じた時点で、保証会社は甲に対する保証債務の履行前であっても乙及び丙に対し求償権を行使できる。

1. 賃料等の一部でも履行を遅滞したとき。乙が賃料等の支払いについて口座振替を利用している場合は、当該振替日において賃料等が一部でも引落とされなかったとき。

2. 勤務先変更・連絡先変更・住所変更等の届出を怠るなど乙又は丙の責に帰すべき事由によって、保証会社に対して乙又は丙が連絡不通・所在不明になったとき。

3. 差押え、解散、破産、民事再生、会社更生、競売もしくは強制執行の手続開始の申立てがあったとき。

4. 前各号のほか、求償権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

③保証会社が求償権及び事前求償権を行使する場合、乙は、民法第 461 条に基づく抗弁権を主張できないことを予め承諾した。ただし、保証会社が事前求償権を行使する場合、乙は、甲に対して弁済することができ、その弁済がなされた場合にはこれに対応する事前求償権は消滅する。

第 9 条（求償権の範囲と償還）

保証会社が乙に対し求償権又は事前求償権を行使したときは、乙及び丙は、保証会社に対して弁済額及びこれに対する弁済日以降年 14.6%の割合による損害金（年 365 日の日割り計算とする）を償還する。

第 10 条（敷金・保証金の充当）

①本契約に基づき乙が保証会社に対して求償債務を負う場合、敷金・保証金から本件賃貸借契約に基づく乙の甲に対する債務を控除した残額について、保証会社は、これを、乙の返還請求権に先んじて、乙の求償債務の弁済に充当することを甲及び乙に請求できるものとする。

②乙は、本件賃貸借契約に基づく敷金・保証金返還請求権を、保証会社以外の者に対し譲渡、担保差入れ、その他の処分をしてはならない。

第 11 条（丙の地位）

①丙は、本件賃貸借契約に基づき、その各条項を承認の上、甲に対して乙と連帯して本件賃貸借契約より生じる乙の債務を保証し、乙は、本契約において、丙に対し下記各号の権限を委託し、丙はこれを受託するものとする。

1. 賃料等の支払を 3 ヶ月以上怠り、又は度々遅延し、甲の催告によってもその支払をしないときなどに債務不履行が生じている場合において甲乙間の本件賃貸借契約を解約する権限。
2. 賃料等の支払を 3 ヶ月以上怠り、又は度々遅延し、甲の催告によってもその支払をしないときなどに債務不履行が生じている場合において甲から乙に対する本件賃貸借契約の解除を承諾する権限。
3. 前 1 号、2 号の事由が存する場合における本物件明渡し・室内確認立会い・原状回復費用の価格決定の承諾等の権限。

②丙は、甲又は保証会社より請求があった場合、前項で受託した権限を速やかに行使しなければならない。

③丙と保証会社間における求償の関係を次のとおりとする。

1. 保証会社が本件賃貸借契約より生じる乙の債務について、甲に対して保証債務を履行したときは、丙は保証会社に対し、求償権全額を償還する。
2. 丙が甲に対する自己の保証債務を履行した場合は、丙は保証会社に対し、何ら求償しないものとする。

④丙は、保証会社が本契約を履行したことにより乙が保証会社に対して負担するに至った求償債務その他の本契約上の債務につき、保証会社に対して乙と連帯して保証する。

⑤本条 1 項 1 号及び 2 号、又は第 15 条の場合、乙の残置した動産類の搬出・保管・処分について、丙が丙の費用負担においてこれらの動産類を搬出、保管又は処分することを、乙は予め承諾するものとする。

⑥本件賃貸借契約が更新された場合でも、丙は引続き本条規定の債務を負担し、本条各項に従う。

第12条（乙の通知義務）

①乙は、本物件を1ヶ月以上不在にする場合は、甲に対して、不在期間中の連絡先電話番号、連絡先住所等を事前に通知しなければならない。

②乙は、甲に対して、本契約申込時の申告内容に関し、次の各号に規定する通知義務を負う。

1. 乙は、乙丙及び緊急連絡先各自の住所・電話番号（携帯電話番号を含む）、又は勤務先の名称・住所・電話番号の変更があった場合、直ちにその旨、並びに、当該変更後の名称及び住所・電話番号を通知しなければならない。

2. 乙は、乙、丙各自の緊急連絡先への保証会社による連絡が不可能又は困難となる場合、これに代わる保証会社の承認する新たな緊急連絡先を通知しなければならない。

③乙が前2項の通知を怠った為に、保証会社からの文書が到達しなかったときは、通常同文書が到達すべき時期に到達したものとみなす。

④乙は、賃料等の支払を拒絶する正当な理由があると考えるときは、当該賃料等の支払期日又は当該賃料等の口座振替日の14日以上前に、その旨を保証会社に対し、書面により通知しなくてはならない。なお、乙からの通知がなく保証会社による立替がされた場合、乙及び丙は保証会社の求償権の行使に対して当該理由による抗弁を対抗できない。

第13条（関係者等への連絡等）

①乙に債務不履行が生じ、かつ保証会社が本契約締結時まで、又は前条2項1号で得た乙又は丙の連絡先へ連絡しても不通又は何らの応答がない場合、保証会社が次の各号の連絡先へ連絡、訪問することを、乙及び丙は本契約の関係者への連絡として予め承諾する。ただし、この場合においても、保証会社は、第三者に対して乙及び丙の債務不履行の事実をみだりに開示しないよう努めなければならない。

1. 本契約締結時まで、又は前条2項各号に基づいて得た乙又は丙以外の緊急連絡先

2. 前条1項に基づく乙の不在期間中の連絡先（丙が連絡先である場合を除く）

②保証会社は、前項の場合において、前項各号の連絡先へ連絡してもなお、全く連絡がつかず、関係者へ書面連絡、訪問等を実施したが奏功しない等、他になすべき合理的な手段がない場合で、かつ債務不履行事実が解消していない場合、保証会社が乙及び丙の勤務先又は乙及び丙の居宅以外の場所（前項各号を除く）へ連絡、訪問することについて、正当な理由があるものとして、乙及び丙は予め承諾した。ただし、この場合においても、保証会社は、乙及び丙の平穏な生活を侵害しないよう、第三者に対して乙及び丙の債務不履行事実を開示しない等の配慮をしなければならない。

第14条（状況確認の承諾）

保証会社が前条に定める各連絡先へ連絡しても、乙本人と連絡がとれない状況の下、客観的状況において、乙の本物件内における病気、死亡等が懸念される場合、又はガス漏れ、水漏れ等、周囲の住民等の生活・生命・衛生の維持について緊急を要すると認められる場合、保証会社又は甲が、本物件の保全・点検・安全確認、その他事務管理を目的とし、本物件内への立入りをするを、正当な理由があるものとして、乙は予め承諾し、何らの異議を申立てないものとする。ただし、この場合、甲又は保証会社は、みだりに乙の平穏な生活を侵害することのないよう適切な措置を講じる等の配慮をしなければならない。

第 15 条（動産所有権の放棄等）

- ①乙が本物件を明渡した後、乙又は同居人の家財・物品等動産（以下「動産類」）が残置されていた場合、乙は、本物件内及び契約駐車場内の動産類の所有権を放棄することを承諾し、甲が任意に搬出・保管・処分しても、異議・損害の請求を申立てない。
- ②前項の場合、甲は、保証会社を通じて、乙に対して、改めて前項の動産類の所有権を放棄し、異議・損害の請求を申立てない旨を求めることができ、その場合、乙は、本契約のほか、甲に対して、本物件内及び契約駐車場内に残置した動産類の所有権を放棄し、その搬出、保管、売却及びその場合における当該売却益を債務へ充当する行為を認める旨の書面を甲宛に提出するものとする。
- ③本条 1 項又は前項による動産類の処理が行われた場合、それに要する費用及び損害金について、合理的であると認められるものは乙の負担とする。

第 16 条（追加措置）

- ①乙及び丙は、本契約の保全のために保証会社が必要又は適切とみなす契約書その他の書類の作成、調印を甲又は保証会社から要求された場合は、それが消費者契約法第 10 条や公序良俗に反するおそれがないと判断できる場合、これを速やかに作成、調印して保証会社に交付しなければならない。
- ②第 8 条 2 項各号の事由が生じた場合、又は丙の資力を欠くに至ったと判断できる場合、甲又は保証会社は新たな連帯保証人の追加を要請することができ、その場合、乙は新たに甲及び保証会社の許可する連帯保証人を本件賃貸借契約及び本契約の連帯保証人として追加しなければならない。

第 17 条（甲の報告義務）

- 甲は、本契約申込時あるいは本契約締結時迄において、保証会社の保証又はサービス提供の判断に影響を与える次の各号に該当する事実について、保証会社に対して誠実かつ正確に報告しなければならない。
1. 本契約申込時の申告内容および賃料等本件賃貸借契約の変更。
 2. 甲の知りえた乙提出書類における虚偽及び不実記載等。
 3. その他、保証会社から報告を求められた事項。

第 18 条（甲の地位の移転）

- ①甲は、本件賃貸借契約上の賃貸人の地位が甲の他（以下「新賃貸人」）に移転する場合、当該移転日の 14 日前までに保証会社所定の書面にてこれを保証会社に対し届出なければならない。
- ②本契約の保証期間は、前項の移転日の前日に終了する。ただし、保証会社の規定（保証会社のホームページ（<http://www.ryukyusafety.co.jp/>）に掲載）に基づく手続きによって、本契約上の地位が新賃貸人に移転した場合は除く。

第 19 条（保証履行の請求）

- ①乙による賃料等の滞納について、甲が保証会社に対し保証の履行を請求する場合、速やかに乙の所在及び占有状況を確認し、保証会社に対しその状況を保証会社所定の書面で事故報告しなければならない。
- ②甲は、乙の退去による精算を受けた場合、直ちに保証会社から立替を受けた金額について保証会社所定の受領書を作成し、保証会社へ提出しなければならない。

第 20 条（甲の協力義務）

- ①甲は、第 12 条 1 項および 2 項各号における乙にかかる事由の発生を知った場合、直ちに保証会社に通知しなければならない。
- ②甲は、保証会社からの要請があった場合、本契約に基づく保証会社の乙及び丙に対する求償権行使に協力しなければならない。
- ③乙が 2 ヶ月以上にわたり全部又は一部の賃料等を滞納している場合、保証会社の要請があれば、甲は速やかに乙へ本件賃貸借契約の契約解除通知（内容証明）を送付する等明渡しに必要な措置を講じなければならない。
- ④甲は、敷金・保証金等預かり金については、保証会社の承諾を得ない限り、乙に対して返還してはならない。
- ⑤保証会社が甲の請求に基づき負担した金銭につき、第 4 条の保証期間外、第 6 条の保証対象外、又は、第 21 条により保証会社が免責を得た保証債務等、保証会社の負担に属さないものが含まれていたことが判明した場合、甲は、保証会社の要請に従い、速やかに当該保証会社の負担に属さない部分を保証会社に対し返還する。
- ⑥甲は、乙の未払賃料等につき保証会社から立替払いを受けている場合、その後に乙又は丙から受けた支払金については、これをまず当該未払賃料等に立替時期の古いものから充当し、当該充当された未払賃料等に対応する立替金を保証会社へ返還する。
- ⑦甲は、敷金・保証金等乙からの預かり金精算時には、当該預かり金の乙への返金分については、これをまず保証会社が甲に対し立替払いした乙の未払分の賃料等に当該立替時期の古いものから充当し、当該充当された預かり金等に対応する立替金を保証会社へ返還する。

第 21 条（免責要件）

- ①次の各号に該当した場合、保証会社は甲に対する一切の保証履行の責務を免れることができる。ただし、第 6 号の場合は、当該事由発生より前に発生した保証履行の責務はこの限りではない。
 1. 保証会社が、乙による賃料等の滞納が発生するまでに、初回保証料全額の支払いを受けられなかった場合。
 2. 本件賃貸借契約等甲乙間の契約に不備がある等の事由で、本件賃貸借契約が一部又は全部無効になる場合。
 3. 1 面に保証会社指定の証明番号の記載がない等の理由により、保証会社による保証の承認を確認できない場合。
 4. 乙による賃料等の滞納発生時までに本契約書・審査書類・印鑑証明書等、本契約締結時において必要とされた書類に不備があり、又は、これが保証会社へ届いていない場合。
 5. 甲が第 17 条及び 20 条のいずれかの条項に反した場合。
 6. 地震・津波・火災・地変・テロ等、人災天災を問わず非常事態が発生し、本物件の損壊、本物件周辺の状況、及び避難勧告等により、本物件が通常で使用されないような事由が生じた場合。
 7. 乙が賃料等を滞納したにもかかわらず、当該賃料等に対応する使用期間（月）の 1 日を起算日として 80 日以内に第 19 条の事故報告がなかった場合。ただし、10 日時点で滞納賃料等の残存する月が 2 ヶ月

以上続き、上記 80 日目においても残存する滞納賃料等があった場合に限る。

8. 乙が 2 ヶ月分以上の賃料等を滞納しているにもかかわらず、当該賃料等に対応する使用期間（月）の 1 日を起算日として 100 日以内に（保証会社の要請があった場合は、要請した日から 2 週間以内に）甲による乙に対する本件賃貸借契約解除通知（内容証明）の発信がない場合。

②保証会社が、第 19 条の事故報告に基づき、報告にかかる遅滞分について甲に対し保証の履行をした場合、保証会社は、その事故報告書に記載のあった請求日以前の乙の債務について、保証履行の責務を免れる。

③保証会社が建物明渡訴訟の準備を要請したにもかかわらず、書類の不備、本件賃貸借契約上の地位の移転、もしくは、甲の死亡等で手続きを要し、又は、住所に不在、もしくは、居所が遠方にある等、甲の事情により提訴の準備が遅滞した結果、提訴に必要な書類が保証会社の要請から 1 ヶ月以内に完備されなかった場合、保証会社は、提訴の準備を要請した日が属する月の初日から必要書類が完備された日が属する月の末日までの期間にかかる賃料等に相当する金額に関し、保証履行の責務を免れることができる。

第 22 条（原状回復費保証）

①保証会社は甲に対し、第 4 条 1 項および 2 項の保証期間内に発生した乙退去時の乙負担に属する原状回復費用について乙が滞納した場合、本条各項に従い、当該滞納時に直近する東京都の賃貸住宅紛争防止条例（東京ルール）に基づき保証会社が合理的と認める費用を 1 面「保証契約の部」記載の額を限度として甲に対し保証する。ただし、住居専用物件の室内の原状回復のみを保証対象とする。

②前項の原状回復費保証料は 1 面「保証サービス契約の部」記載のとおりとする。

③甲は、原状回復発生時にはまず乙及び丙に対して原状回復費用を請求しなければならない。

④甲は、前項の請求額が、保証会社により合理的な額から著しく逸脱していると判断された場合、保証会社の要請があれば、速やかにこれを是正しなければならない。

⑤本条 3 項を履行した結果生じた乙による原状回復費用の滞納について、甲が保証会社に対し原状回復費用の保証の履行を請求するには、速やかに次の各号の書面を提出し、保証会社に対し事故報告しなければならない。

1. 保証会社所定の事故報告書。

2. 原状回復費保証額の算出をするために保証会社が求める書類（本件賃貸借契約書・特約合意書（入居時に締結がある場合）・原状回復費請求明細（見積書）・室内写真等、本物件の原状回復費に関する定めが確認できる書類）。

⑥保証会社による原状回復費保証債務の履行は、保証会社が原状回復費保証債務について認めた額を書面にて甲に対して交付し、甲が承諾した後、当該承諾日の属する月の翌月末日までに一括して行われる。

⑦前項における甲の承諾の後において、甲により追加的な原状回復箇所の回復費用として追加請求されたものについては、保証会社は保証しない。

⑧次の各号に該当する場合、保証会社は甲に対するその原状回復費保証の履行責務を免れる。

1. 甲乙の署名捺印がある琉球セーフティー賃貸保証サービス契約書・乙及び丙審査書類・その他必要書類が保証会社に到着していない場合。

2. 事故報告時、既に修繕が開始されている等、明渡し時における現状を保証会社が確認できない場合。

3. 本契約の保証開始日前に本件賃貸借契約により本物件が使用されていた場合。
4. 甲の事故報告が明渡し日を起算日として 60 日以内になかった場合。
5. 前条のいずれかの号に該当し、保証会社の保証履行が免責となった場合。

第 23 条（弁護士特約）

第 6 条 1 項 3 号で保証会社が事前に認めた甲による未払賃料等請求訴訟及び建物明渡し訴訟の提訴にあたり、保証会社の助言に従い、甲が保証会社の指定する弁護士を甲の訴訟代理人とした場合、当該弁護士報酬は保証会社が負担する。ただし、第 21 条の免責要件に該当する場合は除く。

第 24 条（管轄に関する合意）

甲乙丙は本件賃貸借契約に関して紛争が生じた場合は、本件賃貸借契約に合意管轄に関する定めがある場合であっても、本契約が有効である期間内に発生した事由に関する紛争は、これを変更し、甲、乙及び丙相互の間で、本件賃貸借契約又は本契約に関して生じた紛争の解決については、那覇地方裁判所若しくは那覇簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

第 25 条（反社会的勢力の排除）

①甲乙丙、及び保証会社（以下「各当事者」）は、各々互いに、現在及び将来において自己及び自己の役員が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過していない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下、総称し「暴力団員等」）に該当しないこと及び次の各号のいずれかにも該当しないことを表明し、保証する。

1. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
2. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
3. 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害をあたえる目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
4. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

②各当事者のいずれか、又はその役員が、本条 1 項の表明保証に関して虚偽の申告をし、暴力団員等もしくは本条 1 項各号のいずれかに該当する等、前項に違反した場合の各当事者間の権利義務関係は、次の各号に定めるとおりとする。

1. 甲、又はその役員が違反した場合：甲は、本件賃貸借契約の定めにかかわらず乙から本件賃貸借契約を解除されることについて異議なく承諾するものとする。又、保証会社は、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができるものとし、甲乙丙は、これについて異議なく承諾するものとする。なお、甲は、本契約解除を理由として、乙に対して別途新たな保証人の付帯を請求してはならないものとする。
2. 乙丙（入居者を含む）、又はその役員が違反した場合：甲は、保証会社より求められた場合には、本件賃貸借契約の定めにかかわらず本件賃貸借契約を解除するものとし、甲及び乙は、これについて異議なく承諾するものとする。又、保証会社は、本物件の明渡しが完了する日までの間に生じる保証債務の履行を留保することができるものとする。

3. 保証会社、又はその役員が違反した場合：甲乙丙は、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができるものとする。

③前項の規定の適用により、本件賃貸借契約、もしくは本契約を解除し、又は保証債務の履行を留保した当事者は、相手方が被った被害につき、一切の責任を負わないものとする。